

高齢者向け給付金の (年金生活者等支援臨時福祉給付金) お知らせ

高齢者向け給付金とは

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者を支援します。



高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

支給対象者

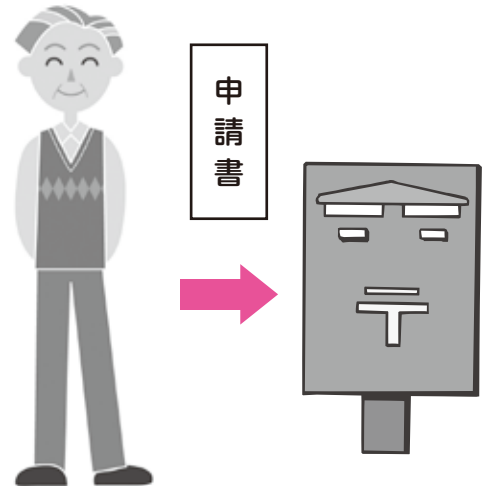
平成27年1月1日現在、本市に住民登録があり、平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人のうち、平成28年度中に65歳以上となる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人)。ただし、課税されている人の扶養親族などである場合や生活保護の受給者である場合は支給対象となりません。

支給額

1人につき30,000円です。

申請方法

支給対象と思われる世帯に申請書を郵送しましたので、必要事項をご記入の上、必要書類とともに同封の返信用封筒にて、郵送してください。



受付期限

平成28年8月19日(金)まで(当日消印有効)

受給方法

口座振り込み(振込日は、郵送でお知らせします)

※支給対象と思われる世帯に、申請書を発送しました。

支給対象と思われる人で、申請書が届いていない場合は、下記までお問い合わせください

支給の流れ



支給対象と
思われる世帯に、
申請書を発送



申請書が届いたら、
必要書類とともに
市へ返送(郵送)



提出書類審査後、
給付決定の
お知らせを郵送

口座振り込み



給付金受給

高齢者向け給付金 Q&A

Q 申請に必要な書類は？

A 申請は以下の書類を、同封の返信用封筒で郵送してください。

①申請書

②本人確認用の書類の写し

申請者だけでなく、受給者全ての人の分が必要
健康保険証、運転免許証、個人番号カード、
住民基本台帳カードなどの写し

外国人市民の人は、在留カードの写し

③振込口座の通帳などの写し

申請者のもので、口座名義人の名前、口座番号、
店番号が記載されているページの写し

Q 申請は郵送だけですか？

A 郵送が原則ですが、

6月10日(金)まで、総合会館 1階特設窓口
(8時30分~17時15分 土・日を除く)で申請を受け
付けます。

※各地区市民センター(中部を除く)でも受け付けま
すが、市民窓口サービスセンター(近鉄四日市駅高
架下)では受け付けていませんので、ご注意ください

※6月13日(月)以降は、市役所3階健康福祉課にて
受け付けます

高齢者向け給付金の支給をよそおった^{さしゅ} 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

- 市や厚生労働省などが、ATM(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらえるようなことは、絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、高齢者向け給付金を支給するために手数料の振り込みを求めることなどは、絶対にありません
- 市や厚生労働省などが、口座番号などの個人情報を電話で照会することは、絶対にありません

不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたら、市民・消費生活相談室(☎354-8147)や
最寄りの警察署[または警察相談専用電話(#9110)]にご連絡ください